

資料第1 法令・条例・要綱関係

災害対策基本法（抄）

昭和 36 年 11 月 25 日法律第 223 号

最 終 改 正 令和 5 年 6 月 16 日

（定 義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その

他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（政令への委任）

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に関する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

- 2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(非常災害対策本部の組織)

(非常災害対策本部の組織)

- 第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。
- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
 - 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
 - 4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
 - 5 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
 - 6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理

大臣が任命する者

- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策副本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 10 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策副本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 非常災害現地対策副本部長は、非常災害対策副本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 非常災害現地対策副本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策副本部長が指名する者をもつて充てる。

(職員の派遣の要請)

- 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

- 第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは

特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県防災計画）

第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画

二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画

三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画

四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画

五 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画

六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条第一項に規定する半島振興計画

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必

要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照ら

し緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安

官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

- 3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県知事の従事命令等）

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第

五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

（特別区についてのこの法律の適用）

第百十条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

（罰 則）

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項の規定による都道府県知事（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。）の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかったとき。
- 二 第七十八条第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。）の保管命令に従わなかったとき。

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十一条第一項（同条第二項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）、第七十八条第二項（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。）又は第七十八条第三項（第二十三条の六第一項、第二十七条第一項又は第二十八条の五第一項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 二 第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

荒川区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 1 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、荒川区防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 荒川区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、防災会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
 - (4) 陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから区長が任命する者
 - (5) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 区の教育委員会の教育長
 - (7) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
 - (8) 消防団長で区長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、60 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月7日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月12日条例第30号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の荒川区防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後平成26年7月21日までに同条第5項第10条の規定に基づき任命する委員の任期は、平成26年7月21日までとする。

荒川区防災会議委員構成

役職	機関	会長及び委員
会長	荒川区	荒川区長
委員	国土交通省	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
	東京都	東京都建設局 第六建設事務所長 東京都水道局 東部第二支所長 東京都下水道局 北部下水道事務所長 東京都交通局 荒川電車営業所長 東京都交通局 日暮里・舎人営業所長
	警視庁	警視庁 第六方面本部長 警視庁 荒川警察署長 警視庁 南千住警察署長 警視庁 尾久警察署長
	東京消防庁	東京消防庁 第六消防方面本部長 東京消防庁 荒川消防署長 東京消防庁 尾久消防署長
	消防団	荒川消防団長 尾久消防団長
	陸上自衛隊	陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊 第五中隊長
	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 日暮里駅長 日本貨物鉄道株式会社 関東支社 隅田川駅長 日本郵便株式会社 荒川郵便局長 東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長 東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京東支店長 日本通運株式会社 東京コンテナ支店 コンテナ事業所長 ヤマト運輸株式会社 隅田川コンテナ支店長 東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京東支店長
	指定地方公共機関	京成電鉄株式会社 日暮里駅・新三河島駅長 東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区 南千住地域区長 東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区 新御茶ノ水地域区長 首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部 秋葉原駅務管理所長
	医療機関	一般社団法人荒川区医師会 会長 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会 会長 一般社団法人荒川区薬剤師会 会長 荒川区獣医師会 会長

		公益社団法人東京都柔道整復師会 荒川支部長 東京女子医科大学附属足立医療センター 救急医療科 部長
委員	公的機関 学識経験者 防災区民組織 等	京成バス株式会社 金町営業所長 荒川区顧問（元気象庁長官） 荒川区顧問（一般財団法人都市防災研究所 理事長） 東京都立大学 健康福祉学部 教授 荒川区町会連合会 会長 NPO 法人荒川区高年者クラブ連合会 理事長 荒川区心身障害児者福祉連合会 会長 主任児童委員 荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員
	荒川区 荒川区教育委員会	荒川区 副区長 荒川区 副区長 荒川区 教育委員会 教育長 荒川区 区民生活部長 荒川区 危機管理専門監

東京都震災対策条例

平成一二年一二月二二日

条例第二〇二号

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」と

いう。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節 知事の責務

(基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければな

らない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食糧の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認

- 3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第四節 事業者の責務

(基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

- 2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。
- 3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。
- 4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節 防災都市づくりの推進

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 防災都市づくりに関する施策の指針
 - 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
 - 三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定
- 3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告する

ことができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、これらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節 火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節 防災組織

(防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節 ボランティアへの支援

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節 要援護者に対する施策

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時

に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節 都民等の意見

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければ

ばならない。

第二節 避難

(避難場所の指定)

第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

- 2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

- 2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

- 2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。
- 3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。
- 4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十六条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を

説明し、協力を求めるものとする。

第四節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進

(震災復興体制の確立)

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
- 4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第二節 地域協働復興

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(復興市民組織)

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第五章 委任

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

荒川区災害対策基本条例

平成 14 年 3 月 15 日

条 例 第 2 号

荒川区民は、区民の生命と生活を脅かす震災や水害などの危機に際し、自ら災害に立ち向かうとともに、互いに助け合い支え合い、困難を乗り越え、かけがえのないこのまちを守ってきた。

荒川のまちに息づく「自らの生命は自らが守る」という自助・自立の精神と、「自らのまちは自らが守る」という互助・連帯の精神は、すべての災害対策の基本となるべきものである。

私たちは、この精神を受け継ぎ、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の大災害の教訓に学び、安全で安心して暮らせる「防災安心社会」の実現に向け、強い危機管理意識の下に力を合わせて災害に立ち向かう決意を表明し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模な震災、火災その他の災害(以下「災害」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「災害対策」という。)に関し、区長、区民、町会・自治会単位で区民が自主的に組織した防災組織(以下「防災区民組織」という。)、区内で事業を営む者(以下「事業者」という。)等の責務を明らかにするとともに、災害対策全般についての基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(区長等の責務)

第 2 条 区長は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払うものとする。

2 区長は、荒川区地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき荒川区防災会議が作成するものをいう。)の定めるところにより、総合的かつ計画的に災害対策を推進するものとする。

3 区長は、前項に規定する荒川区地域防災計画その他の防災計画の策定に当たっては、地域の実態把握に努めるとともに、区民、防災区民組織及び事業者(以下「区民等」という。)並びに消防署、警察署等の災害対策を実施する機関(以下「防災関係機関」という。)から意見を聴取するものとする。

4 区長は、災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)の実施に当たっては、

区民等及び防災関係機関の協力を求めるとともに、区民等が自主的に行う災害対策に関する活動に対し、必要な指導、助言及び支援を行うものとする。

- 5 区長は、災害対策事業の円滑な実施を図るため、国及び東京都(以下「都」という。)、他区その他の地方公共団体と連絡調整を行うとともに、国及び都、他区その他の地方公共団体が実施する災害対策事業に協力するものとする。
- 6 区職員は、災害時における迅速な応急活動等が実施できるよう、日頃から防災知識の習得に努めるとともに、非常時を想定した訓練等を通じて、危機管理意識及び災害対策に係る実践能力の維持・向上に努めるものとする。

(区民の責務)

第3条 区民は、日頃から防災知識の習得に努め、自らの住居からの出火を防止するとともに、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住居等の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒防止
 - (3) 初期消火に必要な消火器等の準備
 - (4) 消火及び生活用の貯水
 - (5) 飲料水及び食糧の確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと。
- 2 区民は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練に積極的に参加するなどして、防災行動力を身につけるよう努めるものとする。
 - 3 区民は、災害時においては、自らの安全を確保するとともに、情報の収集に努め、相互に協力して、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保並びに地域社会の混乱の防止に努めるものとする。

(防災区民組織の責務)

第4条 防災区民組織は、災害に備え、消火、救助及び救護の活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的に訓練を行うことにより、消火、救助及び救護に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。

- 2 防災区民組織は、災害時においては、区、消防署、消防団、警察署、事業者等と協力して、消火、救助、救護、避難誘導、避難所運営等の活動に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 施設及び設備の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 自衛消防隊等自主防災組織の設置
- (3) 消火、救助及び救護に必要な資機材の整備
- (4) 飲料水及び食糧の備蓄

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業所の防災対策に関し必要なこと。

- 2 事業者は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練等を実施し、災害対策の充実に努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時においては、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行うとともに、情報の収集に努め、事業所内の従業員及び顧客、事業所の周辺住民等の安全の確保に努めるものとする。

(帰宅困難者の責務)

第6条 区内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者等で徒歩により帰宅することが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)は、災害時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

第2章 予防対策

(災害に強いまちづくりの推進)

第7条 区長は、安全で安心して暮らせる災害に強いまちをつくるため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 道路、公園等都市基盤の整備
- (2) 市街地再開発事業等まちづくり事業の実施
- (3) 都市施設の耐震性及び耐火性の確保
- (4) 防災機能を備えた広場の設置
- (5) 細街路の拡幅及び隅切りの整備
- (6) ブロック塀等の生け垣化
- (7) 耐火性の高い建築物への建替え
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市の安全性を高めるために必要な施策

(火災の延焼防止措置)

第8条 区長は、災害時における初期消火及び火災の延焼防止のため、都と連携を図り、地域における消火器、消防水利、防災機能を備えた広場の設置等必要な施策を積極的に推進するとともに、区民等に対する消火訓練等を実施するものとする。

(防災意識の高揚等)

第9条 区長は、区及び防災関係機関が災害時に優先して行う応急活動の内容、区の防災体制の現状等について区民等に周知するとともに、防災に関する普及啓発活動を積極的に行い、区民等の防災意識の高揚及び防災知識の向上を図るものとする。

- 2 区長は、学校教育等を通じて、防災教育の充実に努めるとともに、防災関係機関の協力の下、防災区民組織、事業者、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて、区民等の防災行動力の向上を図るものとする。

3 区長は、国、都その他防災研究機関が行う地域危険度等の調査・研究結果を、区民等に積極的に公表するものとする。

(消防団への支援)

第10条 区長は、消防団が行う消防活動、救助活動、救護活動、訓練等の消防団活動が円滑に行われるよう支援するとともに、消防団員の確保について協力を行うものとする。

(防災区民組織の育成)

第11条 区長は、防災区民組織の活動に対し、支援及び協力を行い、その充実を図るものとする。

2 区長は、消防署、消防団、警察署等の協力の下、防災区民組織に対し、消火、救助及び救護の訓練に必要な指導を行うものとする。

(災害ボランティアへの支援)

第12条 区長は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を確保するため、災害ボランティアの育成を図るとともに、必要な支援を行うものとする。

(情報収集・伝達体制の整備)

第13条 区長は、災害時における情報の迅速な収集及び伝達を図るため、防災行政無線、映像伝送システム等の情報システムを整備するとともに、災害時に正常に稼動するよう、防災関係機関、防災区民組織等と定期的に通信訓練を行うものとする。

(一時集合場所、避難所等の確保及び周知)

第14条 区長は、災害時に区民等が町会・自治会ごとに集合して周囲の状況を判断する一時集合場所、被災者を収容する避難所等をあらかじめ確保するとともに、区民等に避難方法を周知するものとする。

(備蓄体制の整備)

第15条 区長は、災害時における必要な物資の供給を円滑に行うため、備蓄倉庫等を整備するとともに、運搬及び配給の体制を確立するものとする。

(応急医療体制の整備)

第16条 区長は、災害時における多数の負傷者の治療等に迅速に対応できるよう、荒川区医師会等の医療関係機関、消防署等と協議し、災害時における救護所の開設、傷病者の搬送、医薬品の運搬等の応急医療体制を整備するものとする。

(要援護者の支援体制の整備)

第17条 区長は、高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者について、災害時における避難誘導等の支援体制を整備するものとする。

(ライフライン事業者との連携)

第18条 区長は、上下水道、電気、ガス、通信、交通等区民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備(以下「ライフライン」という。)を管理する事業者と、災害時における円滑な連携を取ることができるよう、十分協議を行い、連絡体制の整備を図るものとする。

(協定団体との協力体制の確立)

第19条 区長は、災害時における飲料水、食糧、医薬品その他生活必需品の供給、緊急輸送の確保等について、災害時における相互応援又は協力に関する協定を締結している都、他区、姉妹・友好都市、民間団体等(以下「協定団体」という。)との間において、定期的に協議を行い、協力体制を確立するとともに、その拡充を図るものとする。

(防災訓練の実施)

第20条 区長は、都、自衛隊その他の防災関係機関、防災区民組織、事業者等と連携を図り、市街地防災型訓練、避難所開設訓練等の実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3章 応急対策

(災害の発生のおそれがある場合の初動態勢の確立)

第21条 区長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定に基づく警戒宣言の発令があった場合等、区内で災害の発生のおそれがあるときは、直ちに防災行政無線等により区民等に周知するとともに、荒川区災害対策本部の設置等応急活動の態勢を速やかに確立するものとする。

2 前項に規定する場合においては、区民等は、防災活動の態勢を速やかに確立し、火気の使用の自主制限、安全点検、貯水等の予防的措置を講ずるものとする。

(災害発生時の初動態勢の確立及び応急活動の実施)

第22条 区長は、区内で災害が発生したときは、荒川区災害対策本部の設置等応急活動の態勢を速やかに整え、防災行政無線、区職員の実地調査等により迅速に被災状況等の情報を収集するとともに、防災関係機関、防災区民組織等と協力して救助、救護、避難誘導等の応急活動に当たるものとする。

2 区長は、前項の規定により収集した情報その他の応急対策に関する情報を防災行政無線等により、区民等に適切に提供するものとする。

3 区長は、区民の生命又は身体の安全の確保のため必要があると認めるときは、災害対策基本法の定めるところにより、避難の勧告、警戒区域の設定、立入りの制限等の措置を講ずるとともに、被害が甚大であるときは、自衛隊の災害派遣の要請を行うものとする。

(協定団体等への応援・協力要請等)

第23条 区長は、災害時において、応急活動に必要があると認めるときは、協定団体その他の地方公共団体、民間団体等に対し、応援又は協力を要請するものとする。

2 区長は、災害により防災関係機関の施設が倒壊し、又は使用が著しく困難になった場合において、応急活動に必要があると認めるときは、利用可能な区の施設を代替施設として提供するものとする。

(救援・救護)

第24条 区長は、災害時において、被災者の生活維持のため必要があると認めるときは、

速やかに飲料水、食糧、医薬品その他生活必需品の運搬及び配給の態勢を整え、被災者に供給するものとする。

- 2 区長は、災害により多数の負傷者が発生したときは、速やかに救護所を設置し、医療関係機関及び防災関係機関と協力して傷病者への医療措置等を行うものとする。

(避難所運営等)

- 第25条 区長は、災害時において、被災者の収容のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、防災区民組織等と連携してその運営に当たるものとする。

- 2 区長は、災害時において、被災者の居住場所の確保のため必要があると認めるときは、都と連携して応急仮設住宅の建設等を行うものとする。

(ボランティアの受入れ)

- 第26条 区長は、災害時において、区内外のボランティアによる救援活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受入態勢を速やかに整え、ボランティアと連携して応急活動に当たるものとする。

(帰宅困難者への情報提供)

- 第27条 区長は、災害時において、帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、他区その他の地方公共団体と連携を図り、帰宅困難者に対して適切に情報の提供等を行うものとする。

(ライフラインの復旧)

- 第28条 区長は、災害によりライフラインが被災したときは、各ライフラインの事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(保健衛生及び環境衛生の保持)

- 第29条 区長は、災害時において、被災者に対する健康相談等の保健衛生活動を行うとともに、地域の環境衛生保持のため、ごみ、し尿、がれき等の迅速な処理を行うものとする。

(死亡者及び行方不明者の取扱い)

- 第30条 区長は、災害により死亡者又は行方不明者が発生したときは、警察署等と連携を図り、遺体の収容、行方不明者の捜索等を行い、人心の安定を図るものとする。

第4章 復興対策

- 第31条 区長は、災害により地域が甚大な被害を受けたときは、国、都、防災関係機関等と連携し、全力を挙げて、被災した区民の生活復興及び被災地の市街地復興を図るものとする。

- 2 区長は、被災地の市街地復興に当たっては、荒川区震災等による被災市街地復興条例(平成13年荒川区条例第40号)に基づき、区民及び事業者と協働して、総合的かつ計画的に推進するものとする。

第5章 委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大地震による延焼火災の防止等に関する条例(昭和55年荒川区条例第25号)は、廃止する。

荒川区災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 1 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、荒川区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるほか、本部による災害復興の実施について定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部をおく。

2 本部長室に災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第 3 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(災害復興事業の実施)

第 4 条 区長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業(以下「災害復興事業」という。)を計画し、実施する。

2 前項の規定により災害復興事業を実施する場合においては、本部を荒川区復興本部と称するものとする。

(委任)

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 22 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 12 日条例第 30 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

荒川区災害対策本部条例施行規則

昭和38年 8 月 1 日

規則第 9 号

改正 昭和39年 9 月25日規則第40号

昭和40年10月 6 日規則第48号

昭和42年10月18日規則第28号

昭和48年10月 5 日規則第34号

昭和49年 4 月 1 日規則第16号

昭和49年12月 1 日規則第41号

昭和50年 1 月18日規則第 4 号

昭和51年12月 1 日規則第53号

昭和55年 3 月11日規則第12号

昭和55年12月26日規則第56号

昭和56年 4 月15日規則第20号

昭和56年 7 月 2 日規則第31号

昭和58年10月 7 日規則第43号

昭和59年 6 月30日規則第28号

昭和61年 7 月19日規則第43号

昭和63年 4 月 1 日規則第25号

昭和63年10月31日規則第51号

平成元年 3 月31日規則第13号

平成 2 年 3 月31日規則第 8 号

平成 4 年 3 月31日規則第 8 号

平成 5 年 3 月31日規則第17号

平成 7 年 3 月31日規則第22号

平成10年 4 月 1 日規則第33号

平成11年 4 月 1 日規則第 5 号

平成12年 4 月 1 日規則第48号

平成13年12月28日規則第58号

平成14年 3 月29日規則第22号

平成15年12月 8 日規則第54号

平成16年4月1日規則第29号
平成17年3月30日規則第21号
平成18年4月1日規則第43号
平成19年3月30日規則第18号
平成19年4月1日規則第29号
平成20年4月1日規則第30号
平成21年4月1日規則第34号
平成22年3月31日規則第21号
平成23年3月31日規則第10号
平成24年3月30日規則第18号
平成25年4月1日規則第34号
平成26年4月1日規則第31号
平成28年4月1日規則第45号
平成29年3月31日規則第23号
平成31年3月29日規則第26号
令和2年3月31日規則第27号
令和3年3月31日規則第27号
令和4年3月31日規則第17号
令和4年3月31日規則第18号
令和6年10月1日規則第50号

（本部長室の所掌事務）

第1条 本部長室は、次の事項について荒川区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の指示に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の要請及び実施に関する事。
- (5) 各区相互の応援に関する事。
- (6) 都の委任事務の執行に関する事。
- (7) 災害派遣及び応援の要請に関する事。
- (8) 応急公用負担等に関する事。

- (9) 災害対策に係る経費の処理方法に関すること。
- (10) 部長会議の召集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 荒川区災害対策本部条例（昭和38年荒川区条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により災害復興事業を実施するとき（以下「災害復興事業実施時」という。）は、本部長室は、前項に掲げる事項のほか、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 災害復興事業の総合的な計画に関すること。
- (2) 災害復興事業に係る重要な情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害復興事業に係る経費の処理方法に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害復興事業に係る重要な事項に関すること。

（本部長室の構成）

第2条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第3条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、荒川区長の職務代理順序に関する規則（平成19年荒川区規則第19号）に規定する順序により副区長である副本部長が本部長の職務を代理する。

（本部員）

第4条 本部員は、次の職にある者を充てる。

- (1) 総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、保健所長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長及び会計管理部長
- (2) 教育委員会事務局教育部長
- (3) 防災課長
- (4) 区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

2 前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めたときは、荒川区勤務職員のうちから本部員を指名することができる。

(一部改正〔平成24年規則18号・25年34号・26年31号・28年45号・29年23号・令和2年27号〕)

(部及び課)

第5条 部に課を置くものとし、部に属すべき本部の職員は、荒川区組織規則（昭和40年荒川区規則第24号）、荒川区教育委員会事務局処務規則（昭和40年荒川区教育委員会規則第6号）及び荒川区会計管理者の補助組織の設置及び区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年荒川区規則第8号）に規定する組織並びに議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、荒川区子ども家庭総合センター、荒川区立教育センター、区立小学校、区立中学校、区立幼稚園及び区立こども園（以下「通常の行政組織」という。）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災対区民生活部に、本部長の承認を経て、区民生活部長があらかじめ指名した職員及び職員寮入居職員で構成する運用班を置く。

3 部、課及び運用班は、相互に連絡、報告及び活動の記録を行うものとする。

4 災害対策を行う部及び課の名称並びに部、課及び運用班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

5 災害復興事業実施時においては、当該事業を行う部及び課を置くものとし、その名称、分掌事務は、別表第2のとおりとする。

6 前各項に定めるもののほか、部に関し必要な事項は部長が、課又は運用班に関し必要な事項は課長又は班長が定める。

(一部改正〔平成25年規則34号・28年45号・31年26号・令和2年27号〕)

(応援協力)

第6条 部、課及び運用班は、本部の活動を行うについては、相互に応援協力しなければならない。

2 部相互の応援協力は本部長が、部内の応援協力は部長が、課又は運用班内の応援協力は課長又は班長が指示する。

(一部改正〔平成25年規則34号〕)

(部長会議)

第7条 本部長は、災害対策（災害復興事業実施時においては、災害対策及び災害復興事業）の推進を図るため、必要があると認めたときは、部長会議を開催することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織

における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和38年8月1日から施行する。

2 東京都災害救助隊荒川支隊規則（昭和23年規則第8号）は、廃止する。

付 則（昭和39年9月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年10月6日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年10月18日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年10月5日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年12月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年12月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年3月11日規則第12号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年12月26日規則第56号）

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

付 則（昭和56年4月15日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年7月2日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年10月7日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年7月19日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年10月31日規則第51号）

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第13号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第8号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第17号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第22号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月28日規則第58号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月8日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第21号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第23号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第26号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(全部改正〔平成26年規則31号〕、一部改正〔平成28年規則45号・29年23号・31年26号・令和2年27号・3年27号・4年17号・6年50号〕)

部	課又は班	分掌事務
災対総務企画部	災対総務企画課	1 災害対策に係る基本方針の策定に関すること。 2 本部長室会議の運営に関すること。 3 災害対策会議の運営に関すること。 4 本部長の特命に関すること。 5 本部長室の指示伝達に関すること。 6 区保有施設の被災状況の集約に関すること。 7 災害対策に係る男女共同参画に関する事項の調整に関すること。 8 庁有車の使用状況の把握に関すること。 9 議会と本部との連絡調整に関すること。 10 他部及び他班に属しないこと。 11 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 12 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 13 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 14 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 15 所管する施設の被災状況の確認、管理及び

		保全に関すること。 16 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 17 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 18 所管する施設の復旧再開に関すること。 19 来庁者の避難及び保護に関すること。 20 部の職員の参集状況の確認に関すること。 21 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 22 他部への職員の派遣に関すること。 23 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 24 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25 部の受援及び応援に関すること。 26 部の活動体制に関すること。 27 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28 部の活動記録に関すること。 29 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30 部の庶務に関すること。
	災対秘書課 (秘書係)	1 本部長及び副本部長の庶務に関すること。
	災対財政課	1 災害応急対策の予算措置に関すること。 2 災害応急対策の予算執行に関すること。 3 災害応急対策の予算配当に関すること。 4 災害対策基金の管理に関すること。 5 災害応急対策の財政調査に関すること。 6 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		のとりまとめに関すること。
災対管理部	災対経理課	1 本庁舎における来庁者の避難状況の集約に関すること。 2 契約事務に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7 所管する施設の復旧再開に関すること。 8 来庁者の避難及び保護に関すること。 9 部の職員の参集状況の確認に関すること。 10 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 11 他部への職員の派遣に関すること。 12 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 13 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 14 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15 部の受援及び応援に関すること。 16 部の活動体制に関すること。 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18 部の活動記録に関すること。 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。

		20 部の庶務に関すること。
	災対秘書課 (総合相談係)	1 区民からの広聴に関すること。 2 区民からの相談及び問合せに関すること。
	災対職員課	1 災対各部職員の参集状況の集約、服務及び 給与に関すること。 2 災対各部職員及びその家族の被災状況の 集約に関すること。 3 災対各部職員の不足人員の集約、応援必要 人員の算出並びに災対各部への派遣及び管 理に関すること。 4 運用班受援調整担当との連携による応援 要請の必要性の検討に関すること。 5 災対各部職員の健康管理及び健康相談に 関すること。 6 災対各部職員の給食及び宿泊に関するこ と。 7 公務災害補償に関すること。 8 臨時に事務に従事する職員等の募集に関 すること。
	災対営繕課	1 区有施設の被害状況調査及び応急修理に 関すること。
	災対デジタル推進 課	1 情報システムの使用環境の整備に関する こと。 2 情報システムの復旧及び運用に関するこ と。
	災対会計管理課	1 出納経理に関すること。
災対区民生活部	災対区民課	1 避難所の開設計画及び調整に関すること。 2 地域の被災状況の調査及び報告に関する こと。 3 日本赤十字東京都支部との連絡調整に関 すること。

		4 指定管理施設以外の帰宅困難者一時滞在施設との連絡調整に関すること。 5 被災相談所の開設及び運営の総括に関すること。 6 一次避難所の開設及び管理運営に関すること。 7 一次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 8 義援金品の受領及び保管並びに支給及び配分計画に関すること。 9 一次避難所活動の記録に関すること。 10 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 11 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 12 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 13 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 14 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 15 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 16 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 17 所管する施設の復旧再開に関すること。 18 来庁者の避難及び保護に関すること。 19 部の職員の参集状況の確認に関すること。 20 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 21 他部への職員の派遣に関すること。
--	--	---

		22 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 23 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 24 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25 部の受援及び応援に関すること。 26 部の活動体制に関すること。 27 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28 部の活動記録に関すること。 29 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30 部の庶務に関すること。
	災対戸籍住民課	1 区民の安否情報に関すること。 2 安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 4 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 5 遺体収容所の設置及び運営に関すること。 6 遺体の埋火葬に関すること。
	災対区民施設課	1 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 3 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		5 所管する施設の被害状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対税務課	1 備蓄物資及び資機材の搬送及び配分に関すること。 2 備蓄物資及び資機材の輸送手段の確保に関すること。
	災対防災課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対生活安全課	1 地域、避難所等における防犯及び治安に係る対策に関すること。 2 警察署との連絡調整に関すること。
	運用班	1 災害対策本部設置の上申に関すること。 2 非常配備態勢の管理に関すること。 3 災害情報の収集、分析及び伝達（伝令を含む。）に関すること。 4 被災状況の集約に関すること。 5 被災状況に応じた対処方針の立案及び上申に関すること。 6 災対各部が実施した応急復旧対策の状況

		把握に関すること。 7 災対各部相互の調整に関すること。 8 本部長及び本部長室の指示に関すること。 9 災害対策会議の運営に関すること。 10 通信情報設備の管理及び運用に関すること。 11 区民への広報に関すること。 12 報道機関への情報提供に関すること。 13 災害状況の記録に関すること。 14 発信文書及び受領文書の保管に関すること。 15 災害活動記録の整理に関すること。 16 報道発表内容の確認に関すること。 17 都、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 18 自衛隊災害派遣に関すること。 19 受援の総合調整に関すること。 20 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法に関すること。
災対地域文化スポーツ部	災対文化交流推進課	1 救助物資、義援品等の総合調整に関すること。 2 所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に関すること。 3 救助物資の需要の把握に関すること。 4 避難所等における外国人避難者に対する支援の調整に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 6 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 7 所管する施設の被災状況の確認、管理及び

		保全に関すること。 8 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 9 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 10 所管する施設の復旧再開に関すること。 11 来庁者の避難及び保護に関すること。 12 部の職員の参集状況の確認に関すること。 13 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 17 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 18 部の受援及び応援に関すること。 19 部の活動体制に関すること。 20 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 21 部の活動記録に関すること。 22 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 23 部の庶務に関すること。
	災対生涯学習課	1 救助物資、義援品等の輸送手段の確保に関すること。 2 帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対スポーツ振興課	1 物流拠点の確保に関すること。 2 所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対ゆいの森課	1 救助物資、義援品等の受領、集積及び保管に関すること。 2 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 4 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 5 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。

		7 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 9 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対地域図書館課	1 救助物資、義援品等の搬送及び配分に関すること。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 所管する施設の復旧再開に関すること。
災対産業経済部	災対産業振興課	1 給水体制及び給水活動の総合調整に関すること。 2 来庁者の避難及び保護に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5 他部への職員の派遣に関すること。 6 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 7 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 8 部の受援及び応援に関すること。 9 部の活動体制に関すること。 10 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。

		11 部の活動記録に関すること。 12 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 13 部の庶務に関すること。
	災対経営支援課	1 帰宅困難者一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対就労支援課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対観光振興課	1 災害時給水ステーション（災害時における給水の拠点となる施設をいう。以下同じ。）での資器材の設置及び給水の実施に関すること。 2 災害時給水ステーションから給水中継拠点等への輸送手段の確保に関すること。 3 災害時給水ステーションから給水中継拠

		点等への搬送に関する事。
		4 水道局との連絡調整に関する事。
	災対選挙管理委員会事務局 災対監査事務局	1 給水車の運用に関する事。
災対環境清掃部	災対環境課	1 環境対策に関する事。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関する事。 3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関する事。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関する事。 5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関する事。 6 所管する施設の復旧再開に関する事。 7 来庁者の避難及び保護に関する事。 8 部の職員の参集状況の確認に関する事。 9 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関する事。 10 他部への職員の派遣に関する事。 11 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関する事。 12 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関する事。 13 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 14 部の受援及び応援に関する事。 15 部の活動体制に関する事。 16 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 17 部の活動記録に関する事。 18 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		に関すること。 19 部の庶務に関すること。
	災対清掃リサイクル推進課	1 家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2 臨時の家庭ごみ集積所の設置に関すること。 3 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 4 災害廃棄物の一次仮置場の確保に関すること。 5 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 7 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 9 所管する施設の復旧再開に関すること。
災対福祉部	災対福祉推進課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所の開設計画及び調整に関すること。 3 福祉避難所の状況の集約に関すること。 4 高齢者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 5 高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 6 高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。 12 来庁者の避難及び保護に関すること。 13 部の職員の参集状況の確認に関すること。 14 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 15 他部への職員の派遣に関すること。 16 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 17 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 18 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 19 部の受援及び応援に関すること。
	災対生活福祉課	1 避難者の援助及び相談に関すること。 2 高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 3 高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。
	災対高齢者福祉課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 避難所等に避難した高齢者の援助及び相談に関すること。 3 在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対介護保険課	1 介護事業者等との連絡調整に関すること。 2 在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 3 福祉避難所の運営の支援に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対障害者福祉課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 在宅の障害者の援助及び相談に関すること。 3 障害者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 障害者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 5 障害者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 6 避難所等に避難した障害者の援助及び相談に関すること。

		7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対国保年金課	1 ボランティアセンターの開設に関すること。 2 ボランティアの受入及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所の運営の支援に関すること。
災対健康部	災対生活衛生課	1 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営の調整に関すること。 2 荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営の調整に関すること。 3 被災地等の生活衛生の確保に関すること。 4 避難所等の生活衛生の確保に関すること。 5 医療機関との連絡調整に関すること。 6 医薬品及び医療資器材の調達及び搬送に関すること。 7 動物の保護に関すること。 8 動物救護センターの開設に関すること。 9 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 10 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 11 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。

		12 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 13 所管する施設の復旧再開に関すること。 14 来庁者の避難及び保護に関すること。 15 部の職員の参集状況の確認に関すること。 16 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 17 他部への職員の派遣に関すること。 18 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 19 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 20 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 21 部の受援及び応援に関すること。 22 部の活動体制に関すること。 23 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 24 部の活動記録に関すること。 25 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 26 部の庶務に関すること。
	災対健康推進課	1 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営に関すること。 2 荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営に関すること。 3 医療施設への搬送に関すること。
	災対保健予防課	1 被災地等の感染症予防に関すること。 2 避難所等の感染症予防に関すること。 3 感染症関係機関との連絡調整に関すること。

		4 感染症予防活動の指導に関すること。
災対子ども家庭部	災対子育て支援課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 私立幼稚園等の被災状況の把握及び被災した幼児の保護状況に関すること。 7 私立幼稚園等の幼児の保護者への引渡しに関すること。 8 保護者への引渡しが困難な幼児の保護に関すること。 9 私立幼稚園等との連絡調整に関すること。 10 私立幼稚園等の復旧再開に関すること。 11 来庁者の避難及び保護に関すること。 12 部の職員の参集状況の確認に関すること。 13 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 17 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 18 部の受援及び応援に関すること。 19 部の活動体制に関すること。

		20 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 21 部の活動記録に関する事。 22 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 23 部の庶務に関する事。
	災対児童青少年課	1 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関する事。 2 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関する事。 3 所管する施設の二次避難所活動の記録に関する事。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関する事。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関する事。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関する事。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関する事。 8 ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるを利用する児童の被災状況の把握並びに被災した児童の保護状況に関する事。 9 ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるを利用する児童の保護者への引渡しに関する事。 10 保護者への引渡しが困難な児童の保護に関する事。 11 ひろば館、学童クラブ及びにこにこすくーるの復旧再開に関する事。
	災対保育課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及

		び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 保育園の被災状況の把握及び被災した保育園児の保護の状況に関すること。 6 保育園児の保護者への引渡しに関すること。 7 保護者への引渡しが困難な保育園児の保護に関すること。 8 保育園との連絡調整に関すること。 9 保育園の復旧再開に関すること。
	災対荒川遊園課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対子ども家庭総合センター	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用され

		る場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 災対子ども家庭総合センターの被災状況の把握並びに被災した幼児、児童及び生徒の保護状況に関すること。 7 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。
災対防災都市づくり部	災対都市計画課	1 建築物等の被害状況の集約に関すること。 2 建築物等の応急措置等に係る相談の総合調整に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 来庁者の避難及び保護に関すること。 5 部の職員の参集状況の確認に関すること。 6 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 7 他部への職員の派遣に関すること。 8 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 9 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 10 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 11 部の受援及び応援に関すること。 12 部の活動体制に関すること。 13 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 14 部の活動記録に関すること。 15 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 16 部の庶務に関すること。
	災対住まい街づく	1 住家被害認定調査の体制整備に関するこ

	り課	と。 2 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 4 被災住宅の応急融資相談に関すること。 5 応急仮設住宅用地の確保に関すること。 6 応急仮設住宅入居者の選定に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対土木管理課	1 道路、橋りょう、公園等の被災状況の確認及び報告に関すること。 2 道路、橋りょう、公園等の復旧状況の把握に関すること。 3 道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 4 電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 5 公園等及び防災船着場が災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 水防業務に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

		8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対基盤整備課	1 道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。
	災対建築指導課	1 被災住宅の被災建築物応急危険度判定に関すること。
災対教育部	災対教育総務課	1 都教育庁との連絡調整に関すること。 2 来庁者の避難及び保護に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5 他部への職員の派遣に関すること。 6 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 7 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 8 部の受援及び応援に関すること。 9 部の活動体制に関すること。 10 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 11 部の活動記録に関すること。 12 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 13 部の庶務に関すること。
	災対教育施設課	1 教育施設の被災状況の調査及び応急復旧に関すること。

		2 教育施設の危険な場所の立入りの制限に関すること。 3 損壊した教育施設の建物等の修繕及び改修に係る計画の立案並びにその実施に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対学務課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6 小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8 応急教材の供給に関すること。
	災対指導室	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及

		び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6 小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の指導並びに援助に関すること。
	災対教育センター	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 教育の復旧再開に関すること。 7 応急教材の供給に関すること。
	災対小・中学校	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。

		3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 小学校及び中学校の被災状況の把握並びに被災した児童又は生徒の保護状況に関すること。 7 児童及び生徒の保護者への引渡しに関すること。 8 保護者への引渡しが困難な児童又は生徒の保護に関すること。 9 教育の復旧再開に関すること。
	災対幼稚園 災対こども園	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した幼児の保護状況に関すること。 7 幼稚園及びこども園の乳幼児の保護者への引渡しに関すること。 8 保護者への引渡しが困難な園児の保護に関すること。 9 教育の復旧再開に関すること。

別表第2（第5条関係）

（全部改正〔平成26年規則31号〕、一部改正〔平成28年規則45号・29年23号・31年26号・令和2年27号・3年27号・4年17号・18号・6年50号〕）

部	課	分掌事務
復興総務企画部	復興総務企画課 復興選挙管理委員会事務局	1 震災復興に係る基本方針の策定に関すること。 2 復興対策の総合調整に関すること。 3 復興本部の運営に関すること。 4 本部長室会議の運営に関すること。 5 本部長の特命に関すること。 6 本部長室の指示伝達に関すること。 7 庁有車の使用状況の把握に関すること。 8 被災状況の集約に関すること。 9 男女共同参画施策の調整及び推進に関すること。 10 部の職員の参集状況の確認に関すること。 11 他部への職員の派遣に関すること。 12 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 13 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14 部の受援及び応援に関すること。 15 部の活動体制に関すること。 16 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 17 部の活動記録に関すること。 18 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 19 部の庶務に関すること。 20 所管する施設の復興計画に関すること。 21 前各号に掲げるもののほか、他部及び他課

		に属しないこと。
	復興財政課	1 災害復興関係予算に関すること。 2 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務のとりまとめに関すること。
	復興議会事務局	1 議会と本部との連絡調整に関すること。 2 他自治体から来る視察対応に関すること。
復興区政広報部	復興秘書課	1 広聴に関すること。 2 本部長室の庶務に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。
	復興広報課	1 広報に関すること。 2 報道機関への情報提供に関すること。 3 復興状況の記録に関すること。
復興管理部	復興経理課	1 用地需要の調整に関すること。 2 部の職員の参集状況の確認に関すること。 3 他部への職員の派遣に関すること。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 5 協定を締結している団体との連絡調整に

		関すること。 6 部の受援及び応援に関すること。 7 部の活動体制に関すること。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 9 部の活動記録に関すること。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 11 部の庶務に関すること。 12 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興会計管理課	1 災害復興に係る出納経理に関すること。
	復興職員課	1 人事計画並びに服務及び給与に関すること。 2 職員の参集状況の把握に関すること。 3 公務災害補償に関すること。 4 派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関すること。 5 臨時に事務に従事する職員等の募集に関すること。 6 職員の健康管理及び健康相談に関すること。
	復興デジタル推進課	1 情報システムの復旧及び運用に関すること。 2 庁内LAN及び公共施設間ネットワークの復旧及び運用に関すること。
	復興営繕課	1 区有施設の被害状況の集約に関すること。 2 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること。
復興区民生活部	復興区民課	1 震災復興相談所の開設及び運営の総括に関すること。 2 義援金品の受領及び保管並びに支給及び

		配分計画に関すること。 3 地域情報の提供に係る総合調整に関すること。 4 地域住民の総合的な相談に関すること。 5 町会自治会等の連絡体制に関すること。 6 見舞金等の支給及び申請の受付に関すること。 7 日本赤十字東京支部との連絡調整に関すること。 8 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 9 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 10 避難所の閉所に関すること。 11 部の職員の参集状況の確認に関すること。 12 他部への職員の派遣に関すること。 13 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 14 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15 部の受援及び応援に関すること。 16 部の活動体制に関すること。 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18 部の活動記録に関すること。 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 20 部の庶務に関すること。 21 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興戸籍住民課	1 安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。

		2 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。
	復興区民施設課	1 地域情報の提供に係る調整に関すること。 2 家屋の被災状況に係る調査の応援協力に関すること。 3 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興税務課	1 義援品等の救援物資の受領、搬送及び配分に関すること。 2 輸送用車両の配車に関すること。 3 必要資器材の搬送に関すること。 4 租税等の減免及び徴収猶予に関すること。
	復興防災課 復興生活安全課	1 本部長室の補佐及び活動の記録に関すること。 2 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 本部の活動記録に関すること。 4 復興本部の運営補佐に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
復興地域文化スポーツ部	復興文化交流推進課	1 文化事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 在住外国人その他関係団体との連絡調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。

		8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生涯学習課 復興スポーツ振興課 復興ゆいの森課 復興地域図書館課	1 文化財等の散逸又は消失の防止、再建及び復旧、文化的なイベント及びスポーツイベントの実施その他の文化、生涯学習及びスポーツの分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 生涯学習施策の調整及び推進並びに社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 3 文化財の復旧に関すること。 4 所管する施設の復興計画に関すること。
復興産業経済部	復興産業振興課 復興経営支援課 復興就労支援課 復興観光振興課	1 産業復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 悪質な商取引及び災害に便乗した値上げの防止、消費生活の早期安定の実現その他の消費生活の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 中小企業施策の計画調整及び推進に関すること。 4 地域の産業復興に関する計画調整及び推進に関すること。 5 中小企業への融資に係る制度の活用促進に関すること。 6 産業団体等との連絡調整に関すること。 7 勤労者福祉サービス関係事務、見舞金等に

		関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。 9 他部への職員の派遣に関すること。 10 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12 部の受援及び応援に関すること。 13 部の活動体制に関すること。 14 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15 部の活動記録に関すること。 16 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 17 部の庶務に関すること。 18 所管する施設の復興計画に関すること。
復興環境清掃部	復興環境課	1 災害による環境汚染の調査等に関すること。 2 環境保全対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。

		11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興清掃リサイクル推進課	1 家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 3 東京23区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。 4 東京23区清掃協議会との連絡調整に関すること。 5 臨時で設置する家庭ごみ及びし尿の集積所の撤収に関すること。 6 災害廃棄物の一次仮置場の撤収に関すること。 7 所管する施設の復興計画に関すること。
復興福祉部	復興福祉推進課	1 地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築その他の福祉の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 社会福祉団体、ボランティア、特定非営利活動法人等との連絡調整に関すること。 3 災害弔慰金の支給に関すること。 4 災害救護資金の貸付けに関すること。 5 区営住宅の使用料（駐車場分を含む。）及び敷金の減免及び徴収猶予に関すること。 6 部の職員の参集状況の確認に関すること。 7 他部への職員の派遣に関すること。 8 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。

		9 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 10 部の受援及び応援に関すること。 11 部の活動体制に関すること。 12 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 13 部の活動記録に関すること。 14 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 15 部の庶務に関すること。 16 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興高齢者福祉課	1 高齢避難者の援助及び相談に関すること。 2 在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 3 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること。 4 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生活福祉課	1 生活保護を受給している被災者の援助及び相談に関すること。 2 生活保護を受給している被災者の保護に関すること。
	復興障害者福祉課	1 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関すること。 2 障害者福祉施設の使用料等の減免に関すること。 3 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。

		4 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関する事。 5 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興介護保険課	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。 2 介護サービス利用料の減免に関する事。 3 高額介護サービス費支払費用貸付金の償還未済額の減免に関する事。 4 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興国保年金課	1 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関する事。 2 国民年金保険料の減免に関する事。 3 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関する事。 4 療養給付に要する費用の一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。 5 ボランティアの受入れ及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 ボランティアセンターの閉所に関する事。
復興健康部	復興生活衛生課	1 被災者の健康の維持及び管理並びにメンタルヘルスケア、医療体制の再建に関する支援その他の保健及び医療の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関する事。 2 証明書発行の手数料及び使用料の減免に関する事。 3 保護した動物に関する事。 4 動物救護センターの閉所に関する事。 5 部の職員の参集状況の確認に関する事。

		6 他部への職員の派遣に関すること。 7 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 8 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 9 部の受援及び応援に関すること。 10 部の活動体制に関すること。 11 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 12 部の活動記録に関すること。 13 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 14 部の庶務に関すること。 15 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興健康推進課	1 被災者の健康管理及びメンタルケアに関すること。 2 関係医療機関との連絡調整に関すること。
	復興保健予防課	1 区民の感染症予防活動の指導に関すること。 2 感染症予防関係機関との連絡調整に関すること。
復興子ども家庭部	復興子育て支援課 復興児童青少年課 復興保育課 復興荒川遊園課 復興子ども家庭総合センター	1 被災児童のメンタルケアに関すること。 2 保育園、学童クラブ等の保育料等の減免に関すること。 3 母子生活支援施設の費用徴収金の減免に関すること。 4 ひとり親家庭の医療費助成の一部負担金の減免に関すること。 5 青少年育成地区委員会連絡協議会との連絡調整に関すること。 6 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		7 他部への職員の派遣に関すること。 8 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 9 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 10 部の受援及び応援に関すること。 11 部の活動体制に関すること。 12 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 13 部の活動記録に関すること。 14 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 15 部の庶務に関すること。 16 所管する施設の復興計画に関すること。
復興防災都市づくり部	復興都市計画課 復興住まい街づくり課 復興土木管理課 復興基盤整備課 復興建築指導課	1 都市復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 住宅復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 都市復興事業の推進に関すること。 4 建築制限、建築行為の届出及び建替相談に関すること。 5 道路、橋りょう、公園等に係る土地利用等の調整に関すること。 6 道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 7 道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。 8 電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 9 復興本部の運営補佐に関すること。 10 応急仮設住宅に関すること。

		11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 都及び復興関係機関との連絡調整に関すること。 13 部の職員の参集状況の確認に関すること。 14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 17 部の受援及び応援に関すること。 18 部の活動体制に関すること。 19 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 20 部の活動記録に関すること。 21 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 22 部の庶務に関すること。 23 所管する施設の復興計画に関すること。
復興教育部	復興教育総務課 復興教育施設課	1 都教育庁との連絡調整に関すること。 2 部の職員の参集状況の確認に関すること。 3 他部への職員の派遣に関すること。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 5 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 6 部の受援及び応援に関すること。 7 部の活動体制に関すること。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 9 部の活動記録に関すること。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務

		にすること。 11 部の庶務にすること。 12 所管する施設の復興計画にすること。
	復興学務課 復興指導室 復興教育センター	1 学校備品、教材教具等の応急整備にすること。 2 被災した児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児への学用品等の支給にすること。 3 学校指定、学級編制等の臨時的な措置にすること。 4 学校施設の衛生管理にすること。 5 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健康管理にすること。 6 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケアにすること。 7 所管する施設の復興計画にすること。
	復興小中学校	1 児童及び生徒の安全衛生及び健康管理にすること。 2 児童及び生徒のメンタルヘルスケアにすること。 3 所管する施設の復興計画にすること。
	復興幼稚園 復興こども園	1 幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健康管理にすること。 2 幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケアにすること。 3 所管する施設の復興計画にすること。

荒川区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則

平成11年10月25日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この細則は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「法」という。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年政令第324号。以下「令」という。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成9年建設省令第15号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法人による申請等)

第2条 法、令、規則及びこの細則の規定により申請、届出又は報告（以下申請等と総称する。）をする者が法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

(建替計画の認定申請に係る添付書類)

第3条 規則第1条第1項の同意証書は、建替計画の同意証書（別記第1号様式）によるものとする。

2 法第4条第2項の規定により建替計画について同意を得なければならない場合において、同条第3項の規定に該当するときは、関係権利者を確知することができない理由書（別記第2号様式）を規則第1条第1項の申請書（次条第2項において「建替申請書」という。）に添付しなければならない。

(建替計画を認定し、又は認定しない旨の通知)

第4条 規則第3条第1項の規定による通知は、建替計画認定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 区長は、法第4条第1項の規定による申請について認定をしないときは、建替計画を認定しない旨の通知書（別記第4号様式）に、建替申請書の副本及び図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(認定建替計画の変更の認定申請等)

第5条 法第7条第1項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項に規定する認定建替計画（以下「認定建替計画」という。）の変更の認定を受けようとするときは、認定建替計画変更認定申請書（別記第5号様式）の正本及び副本に、当該認定建替計画の変更に係る書類及び図書並びに前条第1項の建替計画認定通知書を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の建替計画認定通知書は、次項又は第4項の規定により当該認定建替計画の変更を認定し、又は認定しない旨の通知をする際に、認定事業者に返還するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請について認定をしたときは、認定建替計画変更認定通知書（別記第6号様式）に、同項の認定建替計画変更認定申請書の副本を添えて、認定事業者に通知するものとする。

4 区長は、第1項の規定による申請について認定をしないときは、認定建替計画の変更

を認定しない旨の通知書（別記第7号様式）に、同項の認定建替計画変更認定申請書の副本を添えて、認定事業者へ通知するものとする。

（建替計画の認定申請の取下げ）

第6条 建替計画の認定又は認定建替計画の変更の認定を申請した者は、区長が当該建替計画の認定又は当該認定建替計画の変更の認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、（認定）建替計画（変更）認定申請取下げ届（別記第8号様式）の正本及び副本を区長に届け出なければならない。

2 前項の（認定）建替計画（変更）認定申請取下げ届の副本は、申請者に返還するものとする。

（認定建替計画の取りやめ）

第7条 認定事業者は、認定建替計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく事業を取りやめようとするときは、認定建替計画取りやめ届（別記第9号様式）の正本及び副本に、第4条第1項の建替計画認定通知書（変更の認定があったときは、第5条第3項の認定建替計画変更認定通知書。次項において同じ。）を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の認定建替計画取りやめ届の副本及び建替計画認定通知書は、認定事業者に返還するものとする。

（認定建替計画に係る建築物の建替状況の報告）

第8条 法第8条の報告は、認定建替計画に係る建築物の建替状況報告書（別記第10号様式）に、建替状況に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（建替計画の認定に基づく地位の承継の承認申請等）

第9条 法第9条の規定により認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書（別記第11号様式）の正本及び副本に、同条の一般承継人にあつては当該地位を承継したことを証明する書類を、一般承継人以外の者にあつては認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請について承認をしたときは、建替計画の認定に基づく地位の承継承認通知書（別記第12号様式）に、同項の建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の申請について承認をしないときは、建替計画の認定に基づく地位の承継を承認しない旨の通知書（別記第13号様式）に、同項の建替計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 法第10条の規定による命令は、認定建替計画の実施に係る改善命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

（建替計画の認定取消しの通知）

第11条 区長は、法第11条第1項の規定により建替計画の認定を取り消したときは、建替計画認定取消通知書（別記第15号様式）により認定事業者へ通知するものとする。

（延焼等危険建築物に対する除却の勧告）

第12条 法第13条第1項の規定による勧告は、延焼等危険建築物の除却勧告書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 法第13条第3項の規定による通知は、延焼等危険建築物の除却勧告をした旨の通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

（一部改正〔平成31年規則3号〕）

（建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関する報告）

第13条 法第13条第4項の規定による報告は、建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関する報告書（別記第18号様式）に、建築物の火事又は地震に対する安全性に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（一部改正〔平成31年規則3号〕）

（居住安定計画の認定申請に係る添付書類）

第14条 規則第15条第8号の同意を得たことを証する書面は、居住安定計画の同意証書（別記第19号様式）によるものとする。

2 法第15条第3項の規定により居住安定計画について同意を得なければならない場合において、同条第4項の規定に該当するときは、関係権利者を確知することができない理由書（別記第20号様式）を規則第15条の申請書（次条第2項において「居住申請書」という。）に添付しなければならない。

（居住安定計画を認定し、又は認定しない旨の通知）

第15条 区長は、法第15条第1項の規定による申請について認定をしたときは、居住安定計画認定通知書（別記第21号様式）に、居住申請書の副本及び図書を添えて、申請者に通知するものとする。

2 法第17条第1項の規定による通知は、居住安定計画を認定した旨の通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

3 区長は、法第15条第1項の規定による申請について認定をしないときは、居住安定計画を認定しない旨の通知書（別記第23号様式）に、居住申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

4 区長は、法第15条第1項の規定による申請について認定をしないときは、居住安定計画を認定しない旨の通知書（別記第24号様式）に、居住申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。

（認定居住安定計画の変更の認定申請等）

第16条 法第18条第1項の認定所有者（以下「認定所有者」という。）は、同項に規定する認定居住安定計画（以下「認定居住安定計画」という。）の変更の認定を受けようとするときは、認定居住安定計画変更認定申請書（別記第25号様式）の正本及び副本に、当該認定居住安定計画の変更に係る書類及び図書並びに前条第1項の居住安定計画認定通知書を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の居住安定計画認定通知書は、次項又は第5項の規定により当該居住安定計画の変更を認定し、又は認定しない旨の通知をする際に、認定所有者に返還するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請について認定をしたときは、認定居住安定計画変更認定通知書（別記第26号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添

えて、認定所有者に通知するものとする。

- 4 区長は、第1項の規定による申請について認定をしたときは、認定居住安定計画の変更を認定した旨の通知書（別記第27号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。
- 5 区長は、第1項の規定による申請について認定をしないときは、認定居住安定計画の変更を認定しない旨の通知書（別記第28号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、認定所有者に通知するものとする。
- 6 区長は、第1項の規定による申請について認定をしないときは、認定居住安定計画の変更を認定しない旨の通知書（別記第29号様式）に、同項の認定居住安定計画変更認定申請書の副本を添えて、居住者に通知するものとする。

（居住安定計画の認定申請等の取下げ）

第17条 居住安定計画の認定又は認定居住安定計画の変更の認定を申請した者は、区長が当該居住安定計画の認定又は認定居住安定計画の変更の認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、（認定）居住安定計画（変更）認定申請取下げ届（別記第30号様式）の正本及び副本を区長に届け出なければならない。

- 2 前項の（認定）居住安定計画（変更）認定申請取下げ届の副本は、申請者に返還するものとする。

（認定居住安定計画の取りやめ）

第18条 認定所有者は、認定居住安定計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づく事業を取りやめようとするときは、認定居住安定計画取りやめ届（別記第31号様式）の正本及び副本に、第15条第1項の居住安定計画認定通知書（変更の認定があったときは、第16条第3項の認定居住安定計画変更認定通知書。次項において同じ。）を添えて、区長に届け出なければならない。

- 2 前項の認定居住安定計画取りやめ届の副本及び居住安定計画認定通知書は、認定所有者に返還するものとする。

（居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却状況の報告）

第19条 法第25条の報告は、認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却状況報告書（別記第32号様式）に、認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況に係る書類で区長が指示するものを添えて、区長に行うものとする。

（居住安定計画の認定に基づく地位の承継の承認申請等）

第20条 法第26条の規定により認定所有者が有していた居住安定計画の認定をに基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認申請者（別記第33号様式）の正本及び副本に、同条の一般承継人にあつては当該地位を承継したことを証明する書類を、一般承継人以外の者にあつては認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得したことを証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請について承認をしたときは、居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認通知書（別記第34号様式）に、同項の居住安定計画の認定に基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の申請について承認をしないときは、居住安定計画の認定に基づく地位の承継を承認しない旨の通知書（別記第35号様式）に、同項の居住安定計画の認定に

基づく地位の承継承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第21条 法第27条の規定による命令は、認定居住安定計画の実施に係る改善命令書（別記第36号様式）により行うものとする。

（居住安定計画の認定取消しの通知）

第22条 区長は、法第28条第1項の規定により認定居住安定計画を取り消したときは、居住安定計画認定取消通知書（別記第37号様式）により認定所有者に通知するものとする。

- 2 区長は、法第28条第1項の規定により認定居住安定計画を取り消したときは、居住安定計画の認定を取り消した旨の通知書（別記第38号様式）により延焼等危険建築物の認定居住者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第24号）

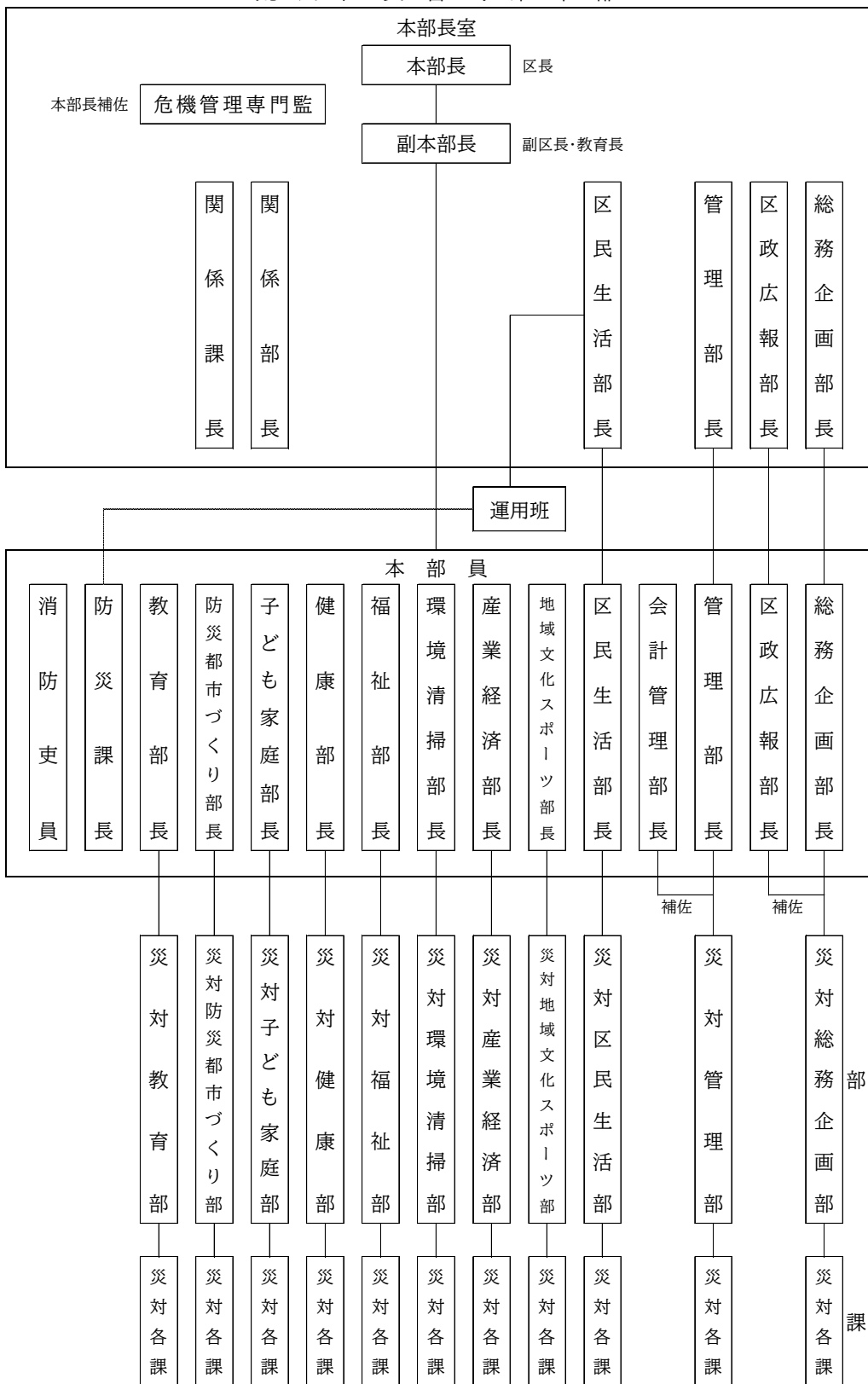
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（平成31年3月6日規則第3号）

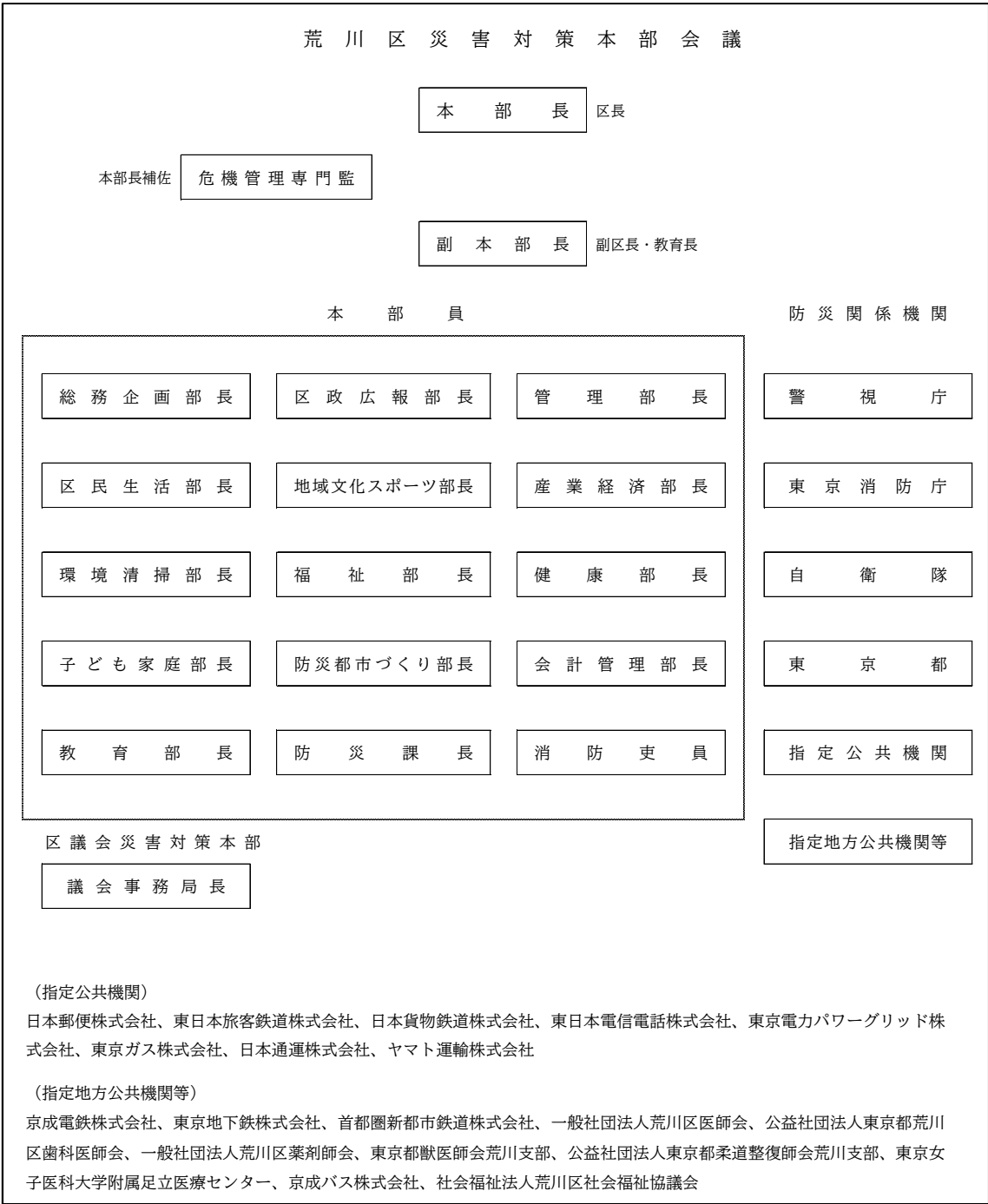
この規則は、公布の日から施行する。

荒川区災害対策本部組織図

荒川区災害対策本部



荒川区災害対策本部会議構成図



東京都帰宅困難者対策条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他

の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画に従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理

する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

災害救助法(抄)

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

- 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（繰替支弁）

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害救助法施行令（抄）

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の搜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区市町村別災害救助法適用基準表

区市町村		人 口	基準	
			1 号	2 号
区	千代田区	67,934	80	40
	中央区	174,272	100	50
	港区	264,563	100	50
	新宿区	351,119	150	75
	文京区	243,493	100	50
	台東区	217,147	100	50
	墨田区	278,519	100	50
	江東区	532,984	150	75
	品川区	421,321	150	75
	目黒区	285,257	100	50
	大田区	743,683	150	75
	世田谷区	939,112	150	75
	渋谷区	243,100	100	50
	中野区	345,013	150	75
	杉並区	588,867	150	75
	豊島区	303,866	150	75
	北区	356,817	150	75
	荒川区	218,278	100	50
	板橋区	583,608	150	75
	練馬区	751,474	150	75
多摩地域	足立区	694,588	150	75
	葛飾区	454,070	150	75
	江戸川区	689,407	150	75
	計	9,748,492		
多摩地域	八王子市	578,517	150	75
	立川市	184,694	100	50
	武蔵野市	150,668	100	50
	三鷹市	195,502	100	50
	青梅市	131,162	100	50
	府中市	262,038	100	50
	昭島市	114,639	100	50
	調布市	243,930	100	50
	町田市	432,897	150	75
	小金井市	127,360	100	50
	小平市	200,162	100	50
	日野市	190,623	100	50
島部	東村山市	151,935	100	50
	国分寺市	131,501	100	50
	国立市	76,809	80	40
	福生市	55,502	80	40
	狛江市	84,135	80	40
	東大和市	83,516	80	40
	清瀬市	75,975	80	40
	東久留米市	115,070	100	50
	武蔵村山市	70,077	80	40
	多摩市	146,452	100	50
	稲城市	94,586	80	40
	羽村市	53,929	80	40
島部	あきる野市	78,648	80	40
	西東京市	207,424	100	50
	計	4,237,751		
	瑞穂町	31,299	60	30
	日の出町	16,754	50	25
	檜原村	11,898	30	15
	奥多摩町	4,431	30	15
	計	54,382		
	大島町	6,642	40	20
	利島村	316	30	15
	新島村	2,205	30	15
	神津島村	1,736	30	15
島部	三宅村	2,100	30	15
	御蔵島村	286	30	15
	八丈町	6,649	40	20
	青ヶ島村	152	30	15
	小笠原村	2,853	30	15
	計	22,939		
	都 計	14,063,564		

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、令和5年4月1日現在「東京都の人口（推計）」による。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）

救助の種類	対 象 者	費 用 の 限 度 額			期 間		対 象 経 費				
避難所の設置	○避難所 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人・1日当たり 350円以内			災害発生の日から7日以内		・避難所の設置 ・維持及び管理のための賃金職員雇上費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費 ・仮設便所等の設置費 ・避難所が不足する場合や避難の長期化が見込まれる場合については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。				
	○福祉避難所 高齢者、障害者等であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするもの										
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	○建設型応急住宅 ・限度額 1戸当たり平均：6,883,000円以内 ・規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施。主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ・解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費			・着工時期 災害発生の日から20日以内 ・救助機関 完成の日から最長2年		・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等 ・50戸未満でも小規模な集会施設の設置可 ・福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置可				
		○賃貸型応急住宅 ・限度額 地域の実情に応じた額の実費 ・規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模			・着工時期 災害発生の日から速やかに提供 ・救助機関 最長2年（建設型応急住宅と同様）						
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり：1,330円以内			災害発生の日から7日以内		・主食費 ・副食費 ・燃料費 ・炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費 ・消耗器材費 ・雑費				
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		・水の購入費 ・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・薬品又は資材費				
被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人ます毎に加算		
		全壊 全焼 流出	夏	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円		
			冬	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,200円	12,000円		
		半壊	夏	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円		

救助の種類	対 象 者	費 用 の 限 度 額			期 間		対 象 経 費		
		半焼 床上浸水	冬	10,400 円	13,600 円	19,400 円	23,000 円	29,000 円	3,800 円
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護		
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給		
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		・舟艇その他救出のための機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費及び燃料費		
住宅の応急修理	○準半壊以上（相当） 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり：50,500円以内			災害発生の日から10日以内に完了		・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどを用いて行うもの		
	○大規模半壊・中規模半壊・半壊 ・災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1世帯当たり：717,000円以内			災害発生の日から3ヶ月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）		・居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行うもの		
	○準半壊 ・災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す	1世帯当たり：348,000円以内							
生業に必要な資金	・住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 ・生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還	・生業費1件当たり：30,000円 ・就職支度費1件当たり：15,000円			・貸与期間2年以内 ・資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了		・利子：無利子		

救助の種類	対 象 者	費 用 の 限 度 額	期 間	対 象 経 費
	能力のある者			
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	・教科書、正規の教材：実費 ・文房具、通学用品：小学校児童：4,200 円以内 中学校生徒：5,500 円以内 高等学校等生徒：6,000 円以内	災害発生の日から ・教科書、教材：1 か月以内 ・文房具、通学用品：15 日以内	次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う ・教科書 ・文房具 ・通学用品
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもthingを行うもの	・1 体当たり 大人（12 歳以上）：226,100 円以内 小人（12 歳未満）：180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ・骨壺及び骨箱
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により、既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	・舟艇その他搜索のための機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・修繕費及び燃料費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり：3,600 円以内 ・死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合：1 体当たり 5,700 円以内 （ドライアイス購入費は実費加算可） ・検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	○死体の一時保存 ・既存施設利用の場合は、借上費
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均：140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	・ロープ ・スコップ ・除去のため必要な機械 ・器具等の借上費又は購入費 ・輸送費 ・賃金職員等雇上費 等
輸送費及び賃金職員雇上費		当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		・日当 ・時間外勤務手当 ・旅費

救 助 の 種 類	対 象 者	費 用 の 限 度 額	期 間	対 象 経 費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における償行料金による支出実績に手数料としてその 3/100 の額を加算した額以内		
救助事務費	災害救助法第 18 条第 1 項の救助の事務を行うのに必要な費用	・ 3,000 万円以下：10/100 ・ 3,000 万円超 6,000 万円以下：9/100 ・ 6,000 万円超 1 億円以下：8/100 ・ 1 億円超 2 億円以下：7/100 ・ 2 億円超 3 億円以下：6/100 ・ 3 億円超 5 億円以下：5/100 ・ 5 億円超：4/100		○救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 ・ 時間外勤務手当 ・ 賃金職員等雇上費 ・ 旅費 ・ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） ・ 使用料及び賃借料 ・ 通信運搬費 ・ 委託費

激甚法に定める事業及び都関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設 災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支 援センター、福祉ホーム、又は 障害福祉サービス事業の用に 供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧 事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林 道の災害復旧事業又は当該農 業用施設若しくは林道の災害 復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条	16 農林水産業共同利用施設災害		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
及び 第 6 条	復旧事業		
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第 13 条	21 小規模企業者等設備同速敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	24 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第 20 条	25 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	27 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第 24 条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国都道府県及び市町村の標準 税収入総額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国都道府県及び市町村の標準 税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当 該年度の標準収入総額 × 100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分 の 5	法第 2 章（公共土木 施設災害復旧事業 等に関する特別の 財政援助）
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該 年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円	法第 5 条（農地等の 災害復旧事業等に 関する補助の特別 措置）
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害	法第 6 条（農林水産 業共同利用施設災 害復旧事業費の補 助の特例）
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因 による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい 場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準)	法第 8 条（天災によ る被害農林漁業者 等に対する資金の 融通に関する暫定

農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 (B 基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3	措置の特例)
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× 100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1	法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第 12 条、13 条、15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)

激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害、ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）
次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （B 基準） 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10% 以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20% 以上	法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）
1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害	法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収額×1/2 に該当する市町村（当該査定事業費 1,000 万円未満は除外）が 1 以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね 1 億円未満を除く。	1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置
2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第 5 条第 1 項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100 分の 10 に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満は除外）が 1 以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね 5,000 万円未満を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置
3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍。 ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 0.05 の場合を除く。かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300ha の市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第 11 条の 2 の措置

る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100 分の 25 の市町村が 1 以上ある災害	
4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額× 100 分の 10 に該当する市町村（当該被害額 1,000 万円未満は除外）が 1 以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 14 日
条 例 第 2 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付け、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、荒川区の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 災害弔慰金は、令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡した区民(以下「死亡者」という。)の遺族に対して支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項及び第 4 項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない

場合であって、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 3 第 1 項後段の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 4 先順位の遺族が遠隔地にいる場合その他の事情により、第 1 項又は前項の規定により難しいときは、第 1 項又は前項の規定にかかわらず、第 1 項に掲げる遺族のうち、区長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
- 5 前各号の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その全額をその 1 人に支給することができるものとし、この場合において、その 1 人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第 5 条 死亡者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第 6 条 災害の際現にその場にいらあわせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条の規定に該当する場合

（支給の手続）

第 8 条 区長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、荒川区規則(第 16 条において「規則」という。)で定めるところにより災害弔慰金を支給する。

2 区長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第 9 条 災害障害見舞金は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある区民(次条において「障害者」という。)に対して支給する。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 災害援護資金は、令第 3 条に規定する災害(以下この章において「災害」という。)により法第 10 条第 1 項に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付ける。

2 前項の規定する世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(貸付限度額)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下この条において「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下この条において「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

2 前項第 1 号ウ又は第 2 号イ若しくはウに規定する場合において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならないことその他の特別の事情があるときは、同項第 1 号ウ中「270 万円」とあるのは「350 万円」と、同項第 2 号イ中「170 万円」とあるのは「250 万円」と、同号ウ中「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えて適用する。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

(一部改正〔平成 31 年条例 13 号〕)

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還は、貸付けの日の翌日から起算して 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合にあつては、5 年)の据置期間を置き、この期間を含めて 10 年以内に行うものとし、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(一部改正〔平成 31 年条例 13 号・令和元年 32 号〕)

第 5 章 雑則

(一部改正〔令和元年条例 32 号〕)

(荒川区災害弔慰金等支給審査会)

第 16 条 区長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第 18 条の規定に基づき、荒川区災害弔慰金等支給審査会(以下この条において「審査会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 審査会の委員は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加〔令和元年条例 32 号〕)

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和元年条例 32 号〕)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 14 条及び第 15 条第 1 項の規定の適用については、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）第 14 条第 3 項の規定により保証人を立てる場合にあっては年零パーセント）」と、第 15 条第 1 項中「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、「10 年」とあるのは「13 年」とする。

- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわら

ず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

付 則(昭和 50 年 7 月 10 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和 52 年 3 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和 53 年 7 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和 56 年 10 月 9 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和 57 年 12 月 14 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 章の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 3 月 20 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 11 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 23 年 7 月 8 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 26 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 16 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 11 月 14 日
規 則 第 34 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の生年月日、場所その他の死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 区長は、区民が荒川区(以下「区」という。)の区域外で死亡した場合は、その者の遺族に対して当該死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 区長は、遺族が区の区域内に住所を有しない場合は、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 区長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。

- (1) 障害者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 区長は、区民が区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、その者に対して当該負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 区長は、障害者に対して災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(以下「借入申込書」という。別記第 2 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、区の区域内に住所を有しなかった借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得につき所得の額を明らかにすることができる区市町村長の証明書

(3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(4) その他町長が必要と認める書類

3 借入申込者は、被害を受けた日の属する月の翌月から起算して 3 月以内に、借入申込書を提出しなければならない。

(一部改正〔平成 31 年規則 18 号〕)

(保証人及び利率)

第 6 条の 2 借入申込者は、保証人を立てることができる。

2 条例第 14 条に規定する規則で定める率は、年 1.5 パーセント(前項の規定により保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント)とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(追加〔平成 31 年規則 18 号〕)

(調査)

第 7 条 区長は、借入申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 区長は、貸付けを決定したときは災害援護資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通

知書」という。別記第 3 号様式)により、貸付けをしないものと決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第 4 号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに災害援護資金借用証書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用証書)(以下「借用証書」という。別記第 5 号様式)に借入申込者の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑証明書)を添えて、区長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成 31 年規則 18 号〕)

(貸付金の交付)

第 10 条 区長は、前条の借用証書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 区長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、借用証書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく当該借受人に返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書(別記第 6 号様式)を区長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記第 7 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払の猶予を認めるものと決定したときは支払猶予承認通知書(別記第 8 号様式)により、支払の猶予を認めないものと決定したときは支払猶予不承認通知書(別記第 9 号様式)により借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(別記第 10 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払免除を認めるものと決定したときは違約金支払免除承認通知書(別記第 11 号様式)により、支払免除を認めないものと決定したときは違約金支払免除不承認通知書(別記第 12 号様式)により借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(別記第 13 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請者には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなく

なったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 区長は、償還の免除を認めるものと決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 14 号様式)により、償還の免除を認めないものと決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 15 号様式)により償還免除申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和元年規則 22 号〕)

(督促)

第 16 条 区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(届出事項)

第 17 条 借受人又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、借受人は、氏名等変更届書(別記第 16 号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡したときは、借受人の同居の親族又は保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

第 5 章 雑則

(一部改正〔令和元年規則 22 号〕)

(組織)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項に規定する荒川区災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 4 人以内

(2) 区職員 1 人以内

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、条例第 16 条第 1 項の規定による調査審議が終了したときまでとする。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(会長)

第 20 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(会議)

第 21 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(審査会の会議の公開)

第 22 条 審査会の会議は、非公開とする。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(意見等の聴取)

第 23 条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(庶務)

第 24 条 審査会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(追加〔令和元年規則 22 号〕)

(委任)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和元年規則 22 号〕)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「被害を受けた日の属する月の翌月から起算して 3 月以内」とあるのは「令和 4 年 3 月 31 日まで」とする。

(一部改正〔平成 31 年規則 18 号・令和元年 22 号・2 年 20 号・3 年 24 号〕)

3 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の規定の適用については、同条中「保証人の連署した災害援護資金借用証書」とあるのは「災害援護資金借用証書」と、「借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「借入申込者の印鑑証明書」とする。

4 平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項第 2 号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年(当該被

害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成 21 年(平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合にあっては、平成 23 年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

(追加〔平成 25 年規則 39 号〕)

付 則(昭和 58 年 1 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 章及び第 1 号様式の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 23 年 7 月 8 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則(平成 25 年 7 月 26 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 25 年 1 月 17 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則(令和元年 12 月 16 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

被災者生活再建支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)
- ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単身世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円

三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

(支給事務の委託)

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(政令への委任)

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

(指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金(以下この条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定

により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 （平成十一年一二月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一六年三月三十一日法律第一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支

援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

(被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年十一月一六日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法(次条において「新法」という。)

第三条第一項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

- 4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和二年一二月四日法律第六九号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号(ホに係る部分に限る。)及び第三条(同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。)の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

被災者生活再建支援法施行令

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条、第五条及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。次条第三項において「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第三項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下この号及び次条第三項において「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。
- 3 前二項の規定は、法第二条第二号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千元」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

- 第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。
- 2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起

算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

- 3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

- 4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（内閣府令への委任）

第五条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。
（合併市町村に係る特例）
- 2 令和十二年三月三十一日までに行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第二条第二号の政令で定める自然災害は、第一条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。
 - 一 第一条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号において同じ。）が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）
 - 二 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、

同条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

- 三 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものにあつては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日
前五年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であった区域であつて、その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となった合併関係市町村にあつては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併前の人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらの全ての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が五万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

附 則 （平成一二年六月七政令第三〇三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一政令第九九号）

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月二二政令第二一六号）
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条

の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。

附 則 （平成十九年一二月一二日政令第三六一号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

附 則 （平成二二年九月三日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第一条第六号及び附則第二項の規定は、平成二十二年六月十一日以後に生じた自然災害について適用する。

附 則 （平成二五年六月二日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月四日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日政令第一五三号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

荒川区震災等による被災市街地復興条例

平成 13 年 10 月 23 日

条例第 40 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模な震災、火災その他の災害(以下「震災等」という。)により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地復興事業 震災等により被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- (2) 建築物等 建築物及び建築物以外の工作物で荒川区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (3) 建築物等の更新 災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。

(復興の理念)

第 3 条 区、区民及び区内で事業活動を営む者(以下「事業者」という。)は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協働して進めるよう努めなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、被災後速やかに、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、都市の復興に関する基本的な方針(以下「荒川区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを公表するとともに、荒川区都市復興基本方針に基づき市街地復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。

(区民及び事業者の責務)

第 5 条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。

(復興対象地区の指定)

第 6 条 区長は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる要件に該当する地区を復

興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災等により、建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、復興のための都市基盤施設の整備及び建築物等の更新（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- (2) 復興促進地区 震災等により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失をし、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該区域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- (3) 復興誘導地区 震災等により、建築物等が倒壊又は焼失をし、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第 1 項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（復興対象地区の変更等）

第 7 条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

（都市復興基本計画の策定）

第 8 条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、荒川区都市復興基本方針に基づき、市街地復興事業を推進するための計画（以下「荒川区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、前項の規定により荒川区都市復興基本計画を策定するときは、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市街地復興事業の推進）

第 9 条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、荒川区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業をいう。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。）等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、復興誘導地区において、荒川区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、市街地復興事業を行う者に対し、荒川区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第 10 条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号。以下「特別措置法」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域(以下「推進地域」という。)を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、区は、市街地の復興のために特に必要と認めるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第 11 条 第 6 条第 1 項に掲げる復興対象地区(前条の規定により推進地域を定めた場合は、当該推進地域を除く。)において、建築物等の建築(移転を除く。以下この条において同じ。)をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

(1) 非常災害により必要な応急措置として建築をする建築物等

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が市街地復興事業として建築をする建築物等

(3) 都市計画事業(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業をいう。)の施行として建築をする建築物等

(4) 国若しくは地方公共団体又は都市施設(都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して建築をする建築物等

(5) 既存の建築物の敷地内において建築をする車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造のものに限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定は、震災等の発生した日から起算して 2 年を経過する日(復興対象地区の一部に前条の規定による推進地域の定めがある場合は、特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき定められた期間の満了の日)までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。

(情報の提供及び協議)

第 12 条 区長は、前条第 1 項の規定による届出があったときは、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第 1 項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを促進するために必要な協議を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 13 年規則第 62 号で平成 14 年 1 月 1 日から施行)

(荒川区災害対策本部条例の一部改正)

2 荒川区災害対策本部条例(昭和 38 年荒川区条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

(以下、省略)

荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則

平成 13 年 12 月 28 日

規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荒川区震災等による被災市街地復興条例(平成 13 年荒川区条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 1 項に規定するものをいう。

(復興対象地区指定基準)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における重点整備地域内に復興促進地区(整備済み地区であって中被害地区であるものを除く。)が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とする。

3 区長は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる地域、地区又は区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とすることができる。

(1) 東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における整備対象地域(重点整備地域を除く。)

(2) 都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定により区が定めた基本方針をいう。)に則した計画がある地区

(3) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条の 3 第 1 項の規定による都市再開発の方針に定める再開発促進地区又は再開発誘導地区

(4) 都市計画法第 4 条第 6 項で定める都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的都市計画施設であって当該都市計画施設が未完成である区域

(5) 東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地域、地区又は区域

(建築行為の届出)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項の規定による建築行為の届出は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する建築確認の申請をしようとする日(同日前に、法令等の規定に基づき当該建築行為の許認可等に係る申請をしようとする場合は、当該申請のうち最初に行う申請の日。以下「建築確認等の申請日」という。)の 30 日前までに、建築行為届出書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建

築物等(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの建築(移転を除く。)に係る同項の届出は、建築確認等の申請日の 15 日前までに、建築行為届出書により行わなければならない。

(1) 階数が 2 以下であり、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造物が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3) 容易に移転し、又は除却することができること。

(建築行為の届出を要しない建築主)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規則で定める者は、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社とする。

附 則

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 29 日規則第 52 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

別表 復興対象地区指定基準(第 3 条関係)

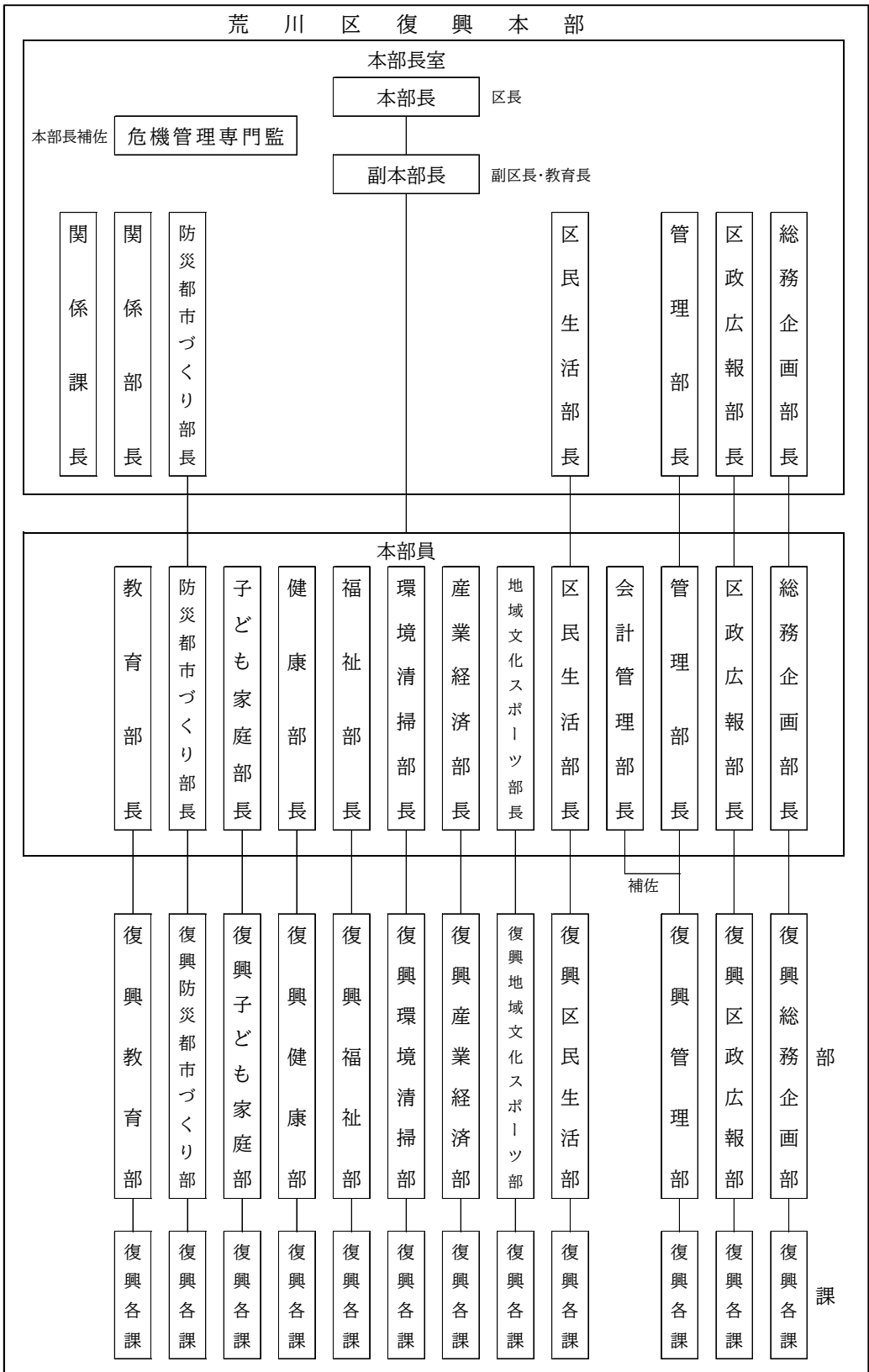
重点復興地区	未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	未整備地区であって中被害地区であるもの並びに整備済み地区であって大被害地区又は中被害地区であるもの
復興誘導地区	小被害地区であるもの

備考

1 「整備済み地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業、荒川地区環境改善事業若しくは開発許可による住宅地開発事業により整備された 1 ヘクタール以上の地区又は区長が整備済みと認めた地区をいい、「未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において整備済み地区に該当しない地区をいう。

2 「大被害地区」とは、被害度(一の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋とを合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね 80 パーセント以上の街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいい、「中被害地区」とは、大被害地区に該当しない地区であって、分布図(被害度を住宅案内図等に表示したものをいう。以下同じ。)において被害度がおおむね 50 パーセント以上の街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいい、「小被害地区」とは、大被害地区及び中被害地区に該当しない地区であって、分布図において部分的な被害が見られる街区が連担し、かつ、当該面積が 1 ヘクタール以上である地区をいう。

荒川区復興本部組織図



荒川区災害対策基金条例

昭和 39 年 3 月 31 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、災害の予防、応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため、災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる

(委任)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例施行の際、罹災救助積立金に属していた債権は、この基金に属する基金とする。

附 則(平成 8 年 3 月 22 日条例第 3 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

